

平成27年7月6日

第68回 神戸市個人情報保護審議会

市営駐車場の障害者用駐車券受給者に係る
資格確認及び居所調査について

(建設局)



神 保 障 更 第 170 号
平 成 27 年 7 月 6 日

神 戸 市 個 人 情 報 保 護 審 議 会
会 長 西 村 裕 三 様

神 戸 市 長 久 元 喜 造



諮 問

神 戸 市 個 人 情 報 保 護 条 例 第 9 条 第 1 項 第 4 号 の 規 定 に 基 づ き、 下 記 事 項 に つ い て 貴 会 の 意 見 を 求 め ま す。

記

市 営 駐 車 場 の 障 害 者 用 駐 車 券 受 給 者 に 係 る 資 格 喪 失 者 の 抽 出
及 び 居 所 情 報 の 提 供 に つ い て
(条 例 第 9 条 「 利 用 及 び 提 供 の 制 限 」 に 関 して)

担 当 : 保 健 福 祉 局 障 害 福 祉 部 障 害 者 更 生 相 談 所

市営駐車場の障害者用駐車券受給者に係る資格喪失者の抽出
及び居所情報の提供について

(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

【個人情報項目】

障害者用駐車券受給者に係る
身体障害者手帳情報及び療育手帳情報のうち

- ・住所（変更のあった場合のみ）
- ・手帳番号（変更のあった場合のみ）
- ・市外転出（資格喪失）者の抽出
- ・死亡（資格喪失）者の抽出



神 保 障 こ 第 4 6 4 号
平 成 2 7 年 7 月 6 日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三 様

神戸市長

久元 喜造



諮 問

神戸市個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定に基づき、下記事項について貴会の意見を求めます。

記

市営駐車場の障害者用駐車券受給者に係る資格有無の確認
及び居所情報の提供について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

担当：保健福祉局障害福祉部こころの健康センター

市営駐車場の障害者用駐車券受給者に係る資格有無の確認
及び居所情報の提供について

(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

【個人情報項目】

障害者用駐車券受給者に係る、
精神障害者保健福祉手帳情報のうち

- ・住所（変更のあった場合のみ）
- ・精神障害者保健福祉手帳情報（「無」または等級が1級以外の場合）



神 建 道 計 第 281号
平 成 27年 7月 6日

神 戸 市 個 人 情 報 保 護 審 議 会
会 長 西 村 裕 三 様

神 戸 市 長 久 元



諮 問

神 戸 市 個 人 情 報 保 護 条 例 第 11 条 第 1 項 及 び 第 2 項 の 規 定 に 基 づ き、 下 記 事 項
に つ い て 貴 会 の 意 見 を 求 め ま す。

記

市 営 駐 車 場 の 障 害 者 用 駐 車 券 受 給 者 に 係 る 資 格 確 認
及 び 居 所 調 査 に つ い て
(条 例 第 11 条 「 電 子 計 算 機 処 理 の 制 限 」 に 関 して)

担 当 : 建 設 局 道 路 部 計 画 課

市営駐車場の障害者用駐車券受給者に係る資格確認及び居所調査について

(条例第 11 条第 1 項及び第 2 項「電子計算機処理の制限」に関して)

◎は条例第 11 条第 2 項に該当するもの
_____は新規追加項目

【個人情報項目】

- ・氏名（漢字・カナ）
- ・生年月日
- ・住所
- ・車両番号
- ◎手帳番号

◎【身体障害者手帳情報】

◎【療育手帳情報】

- ・ 市外転出（資格喪失）者の抽出（転出先は不要）
- ・ 死亡（資格喪失）者の抽出

◎【精神障害者保健福祉手帳情報】

- ・ 精神障害者保健福祉手帳情報（「無」または等級が 1 級以外の場合）

市営駐車場の障害者用駐車券受給者に係る資格確認及び居所調査について

1 背景・趣旨

本事業は、神戸市在住で一定の要件を満たす障害者について、公共駐車場の使用料を減免する制度で、3年ごとに駐車券の更新（新駐車券の郵送）を建設局道路部計画課（以下「所管課」という）において行っている。

神戸市在住であることと一定の要件を満たすことについては、当初申請時に、所管課にて障害者手帳等から確認をしているが、当駐車券受給者が、区役所等にて市外転出または死亡等の資格要件喪失手続きをした場合において、所管課に連絡が入るケースは少なく、所管課では減免措置の資格喪失者を把握することができない。

そのため、3年ごとの更新時期にあわせ資格喪失者を特定するとともに、有資格者の最新の居所情報を把握することにより、有資格者に対して確実に新駐車券を郵送できるよう処理を依頼するものである。

2 概要

- (1) 所管課の使用料減免措置受給者情報を、障害者手帳情報を保有する保健福祉局障害福祉部障害者更生相談所とこころの健康センターへCD-Rでそれぞれ提供する。
- (2) 保健福祉局障害福祉部障害者更生相談所は、提供情報と福祉情報システムを突合し、最新手帳番号を把握する。把握した最新手帳番号と提供情報から、資格喪失者及び有資格者の居所情報を抽出し、所管課へCD-Rで提供する。
- (3) 保健福祉局障害福祉部こころの健康センターは、提供情報と精神保健業務管理システムを突合し、精神障害者保健福祉手帳情報（「無」または等級が1級以外の場合）を抽出し、所管課へCD-Rで提供する。
- (4) 所管課は、提供を受けた情報処理後の情報を表計算ソフトを用いて、整理・保管する。

3 効果

資格喪失者へ新駐車券を郵送しないことで不正使用の防止及び苦情の減少が期待できる。また、居所情報の提供を受けることにより、期日までに確実に駐車券を届けることができ、市民サービスの向上に資する。

4 駐車券発行件数

約 23,640 件

内訳) 約 23,500 件 (障害者更生相談所関連)

約 140 件 (こころの健康センター関連)

5 実施時期

7月中旬 受給者情報の抽出・提供

7月下旬 追加情報の付加、新駐車券発送準備

8月上旬 新駐車券発送

6 個人情報の保護

「神戸市個人情報保護条例」及び「電子計算機処理に係るデータ保護管理規程」に基づき、本件に関しても以下のとおり厳格に対処する。

(1) システム上の保護

ア 端末機の操作にあたっては、個人IDによる認証、パスワードの設定を行い、端末機の操作を関係職員に限定する。

イ 個人情報に係るデータについては、NASで厳重に一括管理し、今回作業にかかる障害者更生相談所及びこころの健康センターへのデータの提供時等特別な場合を除き、外部記録媒体に保存できないよう端末機に統合管理システムによるデバイス制御を実施する。

ウ 端末機とNASにはスパイウェア対策ソフトやウイルス対策ソフトを常駐させ、外部からの不正アクセスを防止するとともに、コンピュータウイルスの感染を予防する。

(2) 運用上の保護

ア 業務時間中、NASは常に当課職員の管理下にあり、NASへのアクセスは当課職員に限定する。業務時間終了後は、NASを設置している執務室を確実に施錠する。

イ 利用者認証に用いるパスワードは定期的に変更する。

ウ データの取扱いは関係職員に限定する。

エ 電子データを記録したCD-Rのファイルにはパスワードを設定し、その提供及び受領にあたっては、各所属において受領書を交付し適正に管理する。

オ 関係職員は保有する必要がなくなった電子データを、CD-Rを裁断することにより速やかに廃棄する。

カ 個人情報の適正な取扱いを確保するため、関係職員に対し必要な指導を行う。

建設局
道路部
計画課

IDNo.
氏名 (漢字・カナ)
生年月日
住所
手帳番号

CD-R

障害者
更生
相談所

福祉情報システム
第9条
・住所 (変更のあった場合のみ)
・手帳番号 (変更のあった場合のみ)
・市外転出・死亡 (資格喪失) 者の抽出

CD-R

建設局
道路部
計画課

第11条
・氏名 (漢字・カナ)
・生年月日
・住所
・車両番号
・手帳番号
・市外転出・死亡 (資格喪失) 者の抽出
・精神障害者保健福祉手帳情報
_ (「無」または等級が1級以外の場合)_

CD-R

こころの
健康
センター

精神保健業務管理システム
第9条
・住所 (変更のあった場合のみ)
・精神障害者保健福祉手帳情報
_ (「無」または等級が1級以外の場合)_

CD-R